

●警察による被害者支援●

警察における手続きと被害者への配慮

1 被害者に対する基本的な考え

- 被害に遭われた方の精神的ショックや不安感などに配慮した対応を行います。
- 被害に遭われた方に安心してご協力をいただけるよう、きめ細やかな配慮をするよう努めております。

2 事件・事故の発生

届け出

- 「被害に遭ったことを周りの人に知られたくない」、「面倒なことになるのがいやだ」、「仕返し怖い」などの理由で届け出をためらう気持ちになることがあるかもしれませんが、犯人を検挙し、同じような被害が繰り返されないようにするために、警察へ早い段階での届け出をお願いします。
- けがをしているなどの事情がある場合は、警察から被害に遭われた方がいらっしゃるところへ出向いて、お話をうかがいます。
- 事件・事故の状況や被害に遭われた方のご希望により、警察が来たことが近所にわからないよう、パトカー以外の車を利用するなどの配慮をしております。

3 捜査の開始

事情聴取・・・犯行や犯人の様子などについて事情を聞きます。

- ショックや緊張のため、質問に答えられないこともあります。が、あせらないでゆっくりとお話し下さい。
- 思い出たくないことやつらいこともあるかと思いますが、犯人検挙のためにご協力をお願いしております。
- プライバシーにかかわることや、一見事件とは関係がないと思われるようなこともお尋ねしますが、犯罪捜査のために必要なこととなっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 事情聴取の場所・・・被害に遭われた方が安心してお話をできるような場所で事情を聞くように配慮しております。
- 性犯罪の被害に遭われた方への配慮・・・女性警察官が事情をお聞きするなど、話をしやすいように配慮しております。

事情聴取の説明

- 被害者の手引の交付・・・殺人や性犯罪、交通死亡事故などの被害に遭われた方やご遺族の方に捜査や司法手続きの流れ、各種の相談窓口などを説明した「被害者の手引」をお渡ししています。

証拠品の提出

- 衣服などを証拠品として提出していただくことがあります。捜査が終われば速やかにお返しします。

実況見分への立ち会い

- 事件現場での状況説明に立ち会っていただくことがあります。
- ##### ご遺族の方へお願い
- 被害に遭われた方が亡くなられた場合、検視や解剖が必要になります。死因を特定し、犯人を処罰するために、欠かせない手続きですので、ご協力をお願いしています。

4 検挙

捜査経過、検挙等の連絡（被害者連絡制度）

- 殺人や性犯罪、交通死亡事故などの被害に遭われた方やご遺族の方には、捜査状況、犯人の逮捕、検察庁送致などについて警察から連絡いたします。
- なお、検察庁においても、被害者や参考人の方等に対し、事件の処分結果、刑事裁判の結果などに関する情報を提供しています。（被害者等通知制度）

法務省のHPアドレス「犯罪被害者の方々へ」

<http://www.moj.go.jp/KEIJ/keiji11.html>

犯罪被害給付制度のご案内

この制度は・・・

犯行行為により、不慮の死を遂げた方のご遺族や身体に重大な負傷又は疾病を受けた被害者の方及び障害が残った被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的負担の軽減を図ろうとするものです。

※給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間犯罪や被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受ける場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金とが調整されることとなります。

申請方法

犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする方は、警察本部又はお近くの警察署にご相談ください。

被害者の方の声を聞きます

警察では、各種の相談窓口を設け、被害に遭われた方からの様々な相談に応じています。

被害者ご本人からだけでなく、ご家族やご友人からのご相談も受け付けています。

また、警察では対応できないことについては、専門の機関をご紹介いたしますので、どこに相談したらよいかわからない場合にも、警察の相談窓口をご利用ください。